

令和元年度 6 月期居宅介護支援部会議事録

書記	鏡
文責	鶴沢

開催日時		開催場所	
令和1年6月24日(月) 18時30分 ~ 20時30分		こども支援センターげんき5階研修室3	
出席者・講師など			
居宅介護支援事業所65事業所	65名参加	(内 主任ケアマネージャー20名)	
訪問介護支援事業所27事業所	54名参加		
足立区社会福祉協議会地域福祉部長	和田 忍氏	足立区地域包括ケア推進課課長	茅ヶ崎 嘉彦氏
足立区社会福祉協議会地域福祉課長	結城宣博氏	足立区地域包括ケア推進課主任	池林 智紀氏

次第

- 1 挨拶
- 2 講義:「労計10号見守りの支援」～正しく提供する為にきちんと理解しよう～ ・緩和型サービスQ&A
- 3 事務連絡

議事

- 1、
  - ・居宅介護支援部会 鶴沢部会長  
居宅部会会費入金の手続き 5月末締め切り  
緩和型サービス始まったばかりでまだ少なく大きな混乱ないが今後課題出てくるかも。今後のニーズに家事サポーターの活躍ができるよう人材育成も。利用者の自立支援に繋げていく事が必要。今後も行政や包括と言えん交換を交えて理解を深めて行きたい。
  - 訪問介護部会合同部会は6～7年ぶりで老計10号についても自立支援とはどういうものか居宅と訪問で合同の共通認識、理解をして行く機会としたい。
  - ・足立区地域包括ケア推進課 茅ヶ崎 嘉彦課長  
区長選挙で4選を果たし、治安、学力、健康、貧困、ボトルネックが課題として進んでいるが、高齢者の視点にもシフトしている。足立区の高齢者はどうなっていくのか3月に足立区地域包括ケアシステムビジョンを作成しホームページにもアップされている。自立、介護予防の考え、住民、介護、医療で何が出来るのか、自立支援の考えかたの共通認識を持ち、現場の意見を聞いて勧めて行きたい。
- 2.講義
  - ・「労計10号見守りの支援」～正しく提供する為にきちんと理解しよう～  
別紙資料参照  
<ポイント>  
○自立支援の為の「見守りの援助」の解釈が現場ではバラバラでは・・・  
○ケアマネは老計10号をどう捉え活用しているのか？  
○サ責は老計10号をどう捉え活用しているのか？  
○訪問介護事業所はこの解釈の問題をどう認識しているのか？  
○利用者やその家族はこの解釈の問題をどう認識しているのか？  
○解釈や運用についてケアマネとサ責は話し合っているのか？  
○その他、介護保険と総合事業の行為による報酬区分も違う？
  - ・緩和型サービスQ&A  
別紙資料参照(足立区における緩和型サービス導入状況報告・生活支援サポーター養成講座)
- 【グループワーク】  
テーマ(老計10号の解釈と運用について、現場で起こっている問題を情報交換し合い、今後どうして行けばよいか  
①一緒に調理(見守りの)支援が利用者の言うがままヘルパー支援になっているケースで、更新時の担当者会議で身体的見守り支援の共通認識が出来ていてもヘルパー支援で崩れているケースがある。  
②担当者会議でも意見が出ず、自立支援の考え方が浸透されていない。利用者を一緒にやろうという気にか

## 議 事

せることも大切

- ③認知症のケース。時間の経過でADL低下し身体的支援が増え安全確保の声かけの支援を行っているが、アセスメント不足で身体的支援に位置づけせず生活支援で入っているケースがある。
- ④ヘルパーが一人で行ったほうが値段的に安いと利用者の意見あり、納得しないケース。本人が嫌がり見守りできず転倒があった時の介護者の立場を守るべきである。制度の説明を行い納得させる必要がある。
- ⑤ケアマネ、サ責共に認識不足。今までやっていてくれたじゃないかとの利用者に対して、現場とケアマネからの説明し、事務所内での話し合いも必要。
- ⑥食事の提供時に服薬を手渡ししていてもプラン上では調理、食事提供となっている。服薬は身体的と考えるが提供時間が5分のときは？。転倒リスクも認知症以外の人はプランに組み込み難い。見守りの支援はアセスメントが大切である為ヘルパーの声を反映してほしい。
- ⑦新規の人は使いユア氏が既存の利用者は見直しを図りにくい為、話し合いの機会が必要。アセスメントの際ケアプラン上で見守りの支援の文言があると良いと思うが、監査の際「生活支援」指摘されるときびしい為、介護保険指導係などと勉強会や指導があれば良いと思う。
- ⑧デイの送り出しだが実際は送迎車までの見送りとなっている。トイレ内リハパン等交換見守りもプラン上生活支援になっている。
- ⑨ヘルパーに対し自立支援の指導がされていない為算定できていない。算定の根拠となる記録も行っていない
- ⑩排泄や入浴の際の一連の掃除、排泄物の掃除も生活援助になっている。掃除をしながらの入浴見守りの事故が起きたときの責任の所在も問題。自立支援の位置づけが大切
- ⑪緩和型への移行で身体になったケースは少ないが生活支援の回数や単位数の問題があり配食サービスを提案。身体介護を入れる必要性和評価をどのようにしていくか、ケアマネとサ責の連携を図ることが必要
- ⑫アルツハイマー型認知症の利用者の支援は「できるからいいわ」と言われ難い。ケアマネと話難いがやり取りが出来るといいねと意見あり。
- ⑬一緒に行えるところを説明し確認。サ責とケアマネは身体でと考えてもヘルパーは本人が嫌がるので自身でやったほうが早いと生活で算定。生活支援と身体の混合では時間のばらつきあり、複数の事業所では違いがある。

### 3.事務連絡